

空き室を有効活用しませんか

セーフティネット住宅の家賃低廉化補助制度

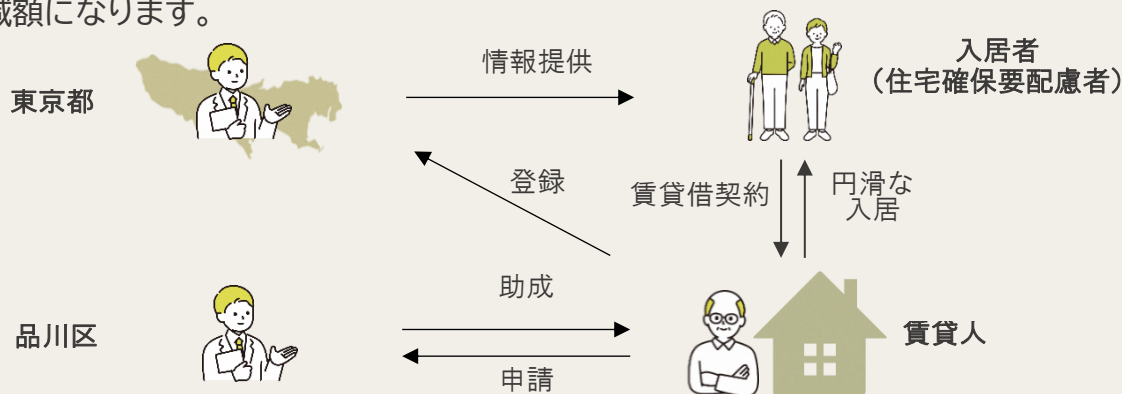
🏠 セーフティネット制度とは

民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を受け入れる住宅として登録していただき、要配慮者の方々へ提供していただく制度です。

セーフティネット住宅には、要配慮者のみが入居可能な専用住宅と、要配慮者以外も入居可能な登録住宅があります。

🏠 家賃低廉化補助制度について（専用住宅のみの助成制度）

所得が低く住まい探しが困難な住宅確保要配慮者の方が、民間のセーフティネット専用住宅に転居される場合に、区が賃貸人に家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が最大4万円減額になります。



品川区では、下記の要件を満たす入居者・住宅の場合に、家賃低廉化補助を行います。

対象者	高齢者、障害者、ひとり親世帯
申請者	専用住宅の賃貸人
入居者の主な要件	- 品川区に引き続き2年以上居住していること - 月額所得 15.8 万円以下の世帯 ※生活保護受給者世帯等を除く - 住宅を所有していないこと
補助限度額	1戸あたり4万円／月
補助の期間	・20年間を上限とし、補助額の合計が480万円を超えないこと。
その他主な要件	- 原則、入居者を公募し、抽選その他公正な方法により入居者を選定すること。 ※一定の要件を満たせば現入居者でも可 ・入居者から、不当な負担を求めないこと （例：家賃3ヶ月分を超える敷金、権利金、謝金等を受領するなど）

※詳細は、お問い合わせください。

制度全般のお問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係
品川区広町 2-1-36 本庁舎 6F
☎ 03-5742-6777

登録に係る手続き（指定登録機関）

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿 O-PLACE 3F
☎ 03-5989-1791

セーフティネット住宅の登録について

住宅の登録基準

登録する際は、下記の基準を満たす必要があります。
詳しくは都のホームページをご覧ください。

01 | 構造

- 消防法・建築基準法などに違反しないこと
- 耐震性があること※(新耐震基準に適合していること)

02 | 設備

- 各住戸が台所、便所、収納設備、浴室またはシャワー室を備えていること

03 | 規模(面積)

- 各住戸の床面積が25㎡以上であること
- 既存住宅の場合は18㎡以上であること

※建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅又は人の居住の用に供したことの住宅

04 | 賃貸条件

- 入居を不当に制限しないこと(制限の例:差別的なもの・入居対象者が著しく少数)
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

05 | その他

- 入居の条件をつけることもできます。(例:障害者のみ受け入れる、高齢者のみ受け入れる等)
- 設備・規模については、シェアハウスの場合、別の基準があります。

耐震基準を満たしていない場合には、区の耐震改修支援や都の貸主応援事業を利用できます(要件あり)

耐震改修

最大 **250** 万円/戸



住宅を登録するメリット

- ①登録無料です。
- ②アパートの1室から登録可能です。
- ③登録申請はオンラインからできます。
- ④登録物件情報を国土交通省が管理するホームページにて広く紹介されます。



専用 WEB サイト

- ⑤国および東京都の補助メニューを利用できます。(要件あり)

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係
☎ 03-5742-6777

ホームページ URL

セーフティネット住宅についてご紹介している、東京都と品川区のホームページです。

①東京都 HP



②品川区 HP



品川区内の専用住宅について

現在専用住宅を募集しています。専用住宅のご登録を検討されている方は、まずは品川区住宅課へお問合せください。

登録の流れ

01

賃貸人の
アカウント登録



02

申請書等の
提出

03

審査完了